

旭川市まちづくり基本条例
評価検証結果報告書
(素案)

平成30年9月
旭川市



1 評価検証の目的

旭川市まちづくり基本条例（平成26年旭川市条例第3号。以下「条例」という。）は、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、市民主体のまちづくりを更に進めるとともに、魅力と活力に満ちたまちを実現することを目的として制定した条例であり、平成26年4月1日から施行されている。

条例第21条において、市は、「この条例を踏まえたまちづくりの推進状況」について評価検証し、その結果を公表するとしており、また、附則第2項において、市は、社会情勢の変化等を踏まえ、施行後、5年以内に点検を行うこととされている。

本件評価検証は、条例第21条の規定に基づき、実施するものであり、この結果を附則第2項の点検に反映させることを目的とする。

2 評価検証の方法

「まちづくりの推進状況」に関連する「第4章 市民主体のまちづくり」、「第5章 地域主体のまちづくり」、「第6章 健全な市政運営によるまちづくり」及び「第7章 広域連携によるまちづくり」の各条文において、条例施行後の取組や今後の方向性、考え方について検証し、各条文の運用の状況について整理した。

3 条例の運用の状況について

(1) 第4章 市民主体のまちづくり

第1節 市民活動、市民参加及び協働

第9条 市民活動

(市民活動)

第9条 市民等は、自主的に社会のために行う非営利の活動（以下「市民活動」という。）に取り組むことができる。

2 市は、市民活動の促進に当たり、市民等の相談機会の確保、人材育成等に努めなければならない。

【条文の趣旨】

市民活動とは、NPO法人やボランティア団体などによる活動や、町内会等の地域における活動など、幅広い範囲の活動を指している。

こうした市民活動には、市民等の誰もが取り組むことができるものであり、市民活動が盛んになることはまちの活性化につながるため、市は、市民等がより生き生きと活動しやすいよう、市民活動に関する相談及び人材育成といった機会の創出に努めなければならないことを規定している。

【主な取組（○は条例施行前の取組、●は条例施行後の取組）】

ア 市民活動を担う団体の活動を促進

○ 「旭川市市民活動基本方針」の策定 (H18年度)	市民が自主的、自発的に参加する活動を積極的に生かしながら、市民と行政とが一体となって市民主体のまちづくりを推進するため、「旭川市市民活動基本方針」を策定した。
○ 町内会の加入促進	転入者への窓口におけるチラシ配布、宅建協会やマンション管理組合連合会への協力依頼、旭川市市民委員会連絡協議会との連名による加入案内リーフレットの作成、配布などを実施している。
○ NPO法人の認証事務 (H23年度～)	市民活動交流センターとも連携しながら、NPO法人の設立を支援し認証する事務を実施しており、NPO法人の増加に寄与している。

イ 市民活動セミナーの実施などによる市民活動に関する理解の促進、人材の育成

● 市民活動団体向けワークショップの実施 (H26～27年度)	市民活動を実践している市民等を講師に招へいし、実情や経験に基づく情報を市民等へ発信する市民活動セミナー等を実施し、市民活動に関する理解促進、人材育成に寄与した。
● 市民活動セミナーの実施 (H28～29年度)	

ウ 市民活動の交流拠点となる「旭川市市民活動交流センター（C o C o D e）」における活動支援

- 市民活動に関する情報の収集及び提供
- 相談、コーディネート支援
- 市民活動に関する学習機会の提供
(H22年度～)

市民活動の総合的な支援などを行うため、H22年度に開設した「旭川市市民活動交流センター」において、センター通信やホームページを活用した情報発信、市民活動団体の事業・組織運営等に関する相談対応を行っている。
また、市民活動に関連する多様な講座・セミナー等を通じて人材育成を図るなど、指定管理者の豊富なノウハウやネットワークを活用した事業を展開している。

【今後の方向性・考え方】

- ◆ 高齢化の進行などで地域コミュニティの機能が弱まっている中、地域において安心な暮らしを確保していくためには、地域住民やNPOなどが主体的あるいは行政との協働により課題解決に向けた取組を進めていくことが重要であり、NPO法人や町内会など市民活動に関する更なる市民等への周知と理解の浸透、参加意識の向上を図る。
- ◆ 市民活動の促進に向けて、引き続き、「旭川市市民活動交流センター」などと連携しながら、相談機会の確保や、セミナー等の開催及び市民活動に関する情報の発信を通じた人材育成などに取り組む。

第10条 市民参加

(市民参加)

第10条 市民等は、旭川市市民参加推進条例（平成14年旭川市条例第36号）で定めるところにより、市政運営に関し意見を述べ、又は提案することにより市民参加をすることができる。

2 市は、市民等の意思を市政に反映させるため、市民参加の推進に努めなければならない。

【条文の趣旨】

旭川市市民参加推進条例は、市政に市民意思を反映させることを目的として制定された条例である。

旭川市市民参加推進条例の制定後も、社会経済情勢や地域コミュニティの状況は変化しており、こうした状況に対応するために、市民等の意見を取り入れながら、市民主体のまちづくりを更に推進していくことが重要である。

こうした認識に立ち、まちづくり基本条例では市民参加に関する根幹について規定し、市民参加の基本的な事項については、旭川市市民参加推進条例において定めることを規定している。

【主な取組（○は条例施行前の取組、●は条例施行後の取組）】

ア 市民参加の推進

○ 市長への手紙 (S56年度～)	市政やまちづくりに対する意見やアイデアを広く聞き、市政に反映させるため、応募用紙やインターネットなどにより、意見を寄せてもらっている。
○ 市民アンケート調査の実施 (H3年度～)	市政や市民生活に対する市民の意識、関心などをアンケート調査により把握し、意識の変化や傾向などを分析することにより、市政に反映させる資料として活用している。
○ 「旭川市市民参加推進条例」の制定 (H15年度～)	市民参加に関し基本的な事項を定めることにより、市民参加の一層の推進を図ることを目的に、「旭川市市民参加推進条例」を制定した。 同条例に基づき、意見提出手続（パブリックコメント）、附属機関等の委員の公募などをはじめとする各種市民参加手続を実施している。
● 「旭川市市民参加推進会議」において附属機関の公募委員の選任方法について審議 (H26年度)	それぞれの附属機関の設置目的を考慮した上で、市民参加の手法としての公募委員制度が適正かつ効果的に運営されるよう、「旭川市市民参加推進会議」において、附属機関の公募委員の選任方法について審議した。

● 「附属機関等の設置、運営等に関する指針」の策定（H28年度）	附属機関等の適正な設置、運営等を図るため、附属機関、懇談会等、専門委員について定義し、それぞれ設置や開催の目的、運営等について必要な事項を定める指針を策定した。
----------------------------------	--

イ 「まちづくり対話集会」の開催

○ 「まちづくり対話集会」の開催（H18年度～）	市長が地域や団体の活動の場などにおいて、市民と直接、対話をを行う「まちづくり対話集会」を継続して実施し、H26年度以後については、次のとおり、得られた市民の意見を市政に反映している。 H26年度：中央図書館の開館日等の拡充ほか6件 H27年度：合葬式施設の整備ほか5件 H28年度：融雪槽の設置等への補助ほか2件 H29年度：桜岡へき地保育所等の通年化ほか1件 H30年度：子ども医療費助成の対象の拡充ほか3件
--------------------------	--

ウ 市政モニター制度による市民意見の把握

● インターネットを利用した市政モニター制度を実施（H26年度～）	市政や市民生活に関わりの深い課題等について、中学生以上の幅広い年代からの意見等を把握し市政運営に生かすため、インターネットを利用したアンケート調査を実施している。
-----------------------------------	---

【今後の方向性・考え方】

- ◆ 市民等と市が協働で地域の課題解決に取り組むためには、市の施策等に関し市民等と市が相互に情報を共有し、提案し、行動していくことが重要であり、引き続き、各種市民参加の推進及び市民意思の市政への反映に努める。
- ◆ 市民参加制度の活用について、職員研修を継続して実施するとともに、広く府内外に理解を深められるような情報の発信に努める。
- ◆ 市民等に対する分かりやすい情報提供や、市民意見等の適切な把握を行うため、職員の広報広聴に対する意識や技術の向上に関する職員研修等の充実を図る。

第11条 協働

(協働)

第11条 市民等及び市は、それぞれの果たすべき責任及び役割を自覚し、相互に補完し、協力し合う協働の推進に努めるものとする。

2 市は、協働の推進に当たり、市民等の相談機会の確保、人材育成等に努めなければならない。

【条文の趣旨】

協働とは、市民等と市が協力し合うことであり、旭川市市民参加推進条例に定義されている。

協働の推進に当たっては、市民等と市が共に目的等を共有しながら、お互いの自主性や自立性を尊重するとともに、信頼関係を構築し、力を合わせていくことが重要である。

また、市は協働の推進のため、相談機会の確保や人材育成に努めなければならないことを規定している。

【主な取組（○は条例施行前の取組、●は条例施行後の取組）】

ア 市民等との協働のまちづくりの推進

- 市民の企画提案による協働のまちづくり事業における事業の実施
(H22年度～)

協働のまちづくりを推進するため、市内で市民活動を行う団体を対象に、市との協働事業の企画提案を募集し、公開プレゼンテーションなどでの審査選考により採択された提案（事業）を、団体と市とが協働により実施している。

イ 企業等との協働のまちづくりの推進

- 民間企業等との包括連携協定の締結

- ① 北海道コカ・コーラボトリング株式会社
(H20年度～)
② サッポロホールディングス株式会社及びサッポロビール株式会社
(H23年度～)
③ 株式会社ローソン
(H25年度～)
④ イオン株式会社
(H26年度～)
⑤ 旭川信用金庫
(H27年度～)
⑥ 株式会社北洋銀行
(H27年度～)
⑦ 株式会社イトーヨーカ堂
(H29年度～)
⑧ 旭川市内郵便局
(H29年度～)
⑨ あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
(H30年度～)

【今後の方向性・考え方】

- ◆ 市民等と市との協働の機会の創出及び理解の促進に向け、市民の企画提案による協働のまちづくり事業などの取組を推進するとともに、この事業などをきっかけとして

市民等の自主性や自立性を尊重し、行政への理解を深められるよう努める。

- ◆ 協働の推進に係る各取組について、調査審議するための附属機関である「市民協働推進会議」の運用により、経験実績や専門的知見を取り入れながら市民ニーズに合った取組の実施に努める。

第2節 情報公開及び情報提供並びに個人情報保護

第12条 情報公開及び情報提供

(情報公開及び情報提供)

- 第12条 市民等は、まちづくりに参加するに当たり、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）で定めるところにより、市が保有する公文書の公開を請求し、又は必要な情報の提供を受けることができる。
- 2 市は、公平、公正で透明な市政を推進するため、市が保有する公文書の公開を推進しなければならない。
- 3 市は、市民等が必要とする情報を分かりやすく提供するよう努めなければならない。

【条文の趣旨】

情報公開とは、請求者からの求めに応じて市が保有している公文書を公開するとともに、積極的な情報の提供を進めるための制度であり、本市では、旭川市情報公開条例に基づき、情報の公開を行っている。

まちづくりを行う上では、市民等が必要とする時に必要な情報を得られることが重要であることから、まちづくり基本条例においては、情報公開に関する市の基本的な姿勢を示している。

また、市民等がまちづくりに参加しやすい環境を整えるためには、情報を整理した上で市民に積極的に情報提供することが重要であることから、市は市民等の理解を得るために、分かりやすく情報を提供するよう努めなければならないことを規定している。

【主な取組（○は条例施行前の取組、●は条例施行後の取組）】

ア 旭川市情報公開条例に基づく公文書の公開及び市政に関する情報の公開の推進

○ 「旭川市情報公開条例」の制定 (H3年度)	地方自治の本旨に即し、公文書の公開を請求する市民の権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、公平、公正で透明な市政の推進に資することを目的に、「旭川市情報公開条例」を制定した。
● 情報提供の推進に関するチラシの作成 (H29年度)	市民等が市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるようにするために、公文書公開請求以外の方法でも、必要とする情報の提供を受けられる場合があることを周知するチラシを作成し、市政情報コーナーに設置するとともに、本市ホームページに掲載した。
● 公文書公開に関する職員個人印の印影の取扱い変更 (H29年度)	近年の裁判例や他都市の実例等を踏まえ、本市職員をはじめとする公務員の印影に関する取扱いを変更し、当該印影についても公開の対象とした。

イ 市政に関する情報など各種情報の提供

○ 広報誌「こうぼう旭川市民」の発行 (S 26 年度～)	市政情報や日常生活に関わりの深い情報を掲載した広報誌を毎月発行し、市内の全世帯に配布している。
○ 旭川市ホームページの開設 (H 11 年度～) ● 旭川市ホームページのリニューアルの実施 (H 27 年度)	本市の魅力を広く国内外に発信するとともに、市政に関する情報を迅速に提供するため、ホームページを活用した情報発信を行っている。 H 27 年度には、ページごとに異なっていたデザインの統一、スマートフォンへの対応など、「誰にでもわかりやすく、利用しやすいホームページ」を目指し、本市ホームページの全面リニューアルを実施した。
○ テレビ・ラジオ放送による話題や情報の提供	テレビ・ラジオ放送を通じ、本市に関する様々な話題や情報の提供を行っている。 ① HBCテレビ「マイタウンあさひかわ」 ② STVテレビ「旭川市民ニュース」 ③ 旭川ケーブルテレビ（ポテト）「わくわくライフ旭川」 ④ FMりべーる「市からのお知らせ」 ⑤ UHBテレビ「北海道市町村地デジ広報」地上デジタルデータ放送
○ 「旭川市広報戦略プラン」の策定 (H 22 年度) ○ 「旭川市広報広聴戦略プラン」の策定 (H 25 年度)	市政を取り巻く環境の変化に対応し、的確な広報活動を開くための指針として、H 22 年に「旭川市広報戦略プラン」を策定した。 また、H 25 年には、同プランの考え方を継承するとともに、「広報」と「広聴」をより効果的に展開していくため、「旭川市広報広聴戦略プラン」を策定した。
● ソーシャルメディアを活用した情報の発信 (H 26 年度～)	本市の魅力を高めることにつながる情報の発信や、危機発生時などにおける情報発信を行うため、フェイスブック、ツイッター等を運用している。
● 「新・旭川市広報広聴戦略プラン」の策定 (H 28 年度)	本市を取り巻く変化等に的確に対応した広報広聴活動を開くため、「旭川市広報広聴戦略プラン」の改訂版として、「新・旭川市広報広聴戦略プラン」を策定した。

ウ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に伴う「障害を理由とする差別」の解消に向けた窓口対応等の実施

● 「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する旭川市職員対応要領」の策定 (H 28 年度)	職員が業務を行う上で、障害の特性に応じた的確な対応ができるよう、対応時の配慮などを分かりやすく示すことを目的に、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する旭川市職員対応要領」を策定し、市全体として統一的な考え方に基づき、障害者に対する差別解消に向けた取組を推進している。
● 窓口における筆談対応についての掲示 (H 29 年度)	筆談での対応に感じられることについての周知を行うため、案内カードを作成し、窓口で掲示した。

工 「あさひかわ出前講座」の実施

○ 「あさひかわ出前講座」の実施 (H22年度～)	本市が行っている様々な仕事の内容や専門的知識を、市民に周知、提供するため、職員等が会場に出向いて行う講座である「あさひかわ出前講座」を実施している。
● 出前講座を周知する冊子を作成、配布 (H29年度)	出前講座の更なる周知を行うため、各部局で実施している出前講座の内容、詳細を一括してまとめた冊子を作成し、各支所、社会教育施設等で配布した。

【今後の方針・考え方】

- ◆ 公平・公正・透明な市政を推進し、市民参加による協働のまちづくりを推進するためには、市が保有する情報を市民等に積極的に提供することが重要であり、引き続き、公文書の公開請求に関する相談・受付等、制度の適正な運用を行う。
- ◆ 「新・旭川市広報広聴戦略プラン」に基づき、市民に対し、分かりやすく情報提供を行うため、引き続き、各種情報の提供を効果的に実施するとともに、職員の広報広聴に対する意識や技術を向上するための職員研修等の充実を図る。
- ◆ 誰もが公平・公正にサービスや情報提供を受けることができるよう、引き続き、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する旭川市職員対応要領」に基づく窓口対応等や行政サービスを実施する。
- ◆ あさひかわ出前講座については、内容の充実を図るとともに、多くの市民等に利用を促すため、冊子の配布先を工夫するなど効果的な周知を図る。

※ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（「障害者差別解消法」）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的に、平成25年6月に制定され、平成28年6月26日に施行された法律である。

第13条 個人情報保護

(個人情報保護)

第13条 市民等は、旭川市個人情報保護条例（平成17年旭川市条例第8号）めるところにより、自己に係る市が保有する個人情報の開示を請求することがある。

2 市は、市民等の基本的人権を守るため、市が保有する個人情報を適正に取りなければならない。

【条文の趣旨】

個人情報保護制度は、本人が自分の情報を見たり、訂正などをする権利を保障するものであり、本市では、旭川市個人情報保護条例に基づき、個人情報の取扱いを行っている。

個人情報保護は、前条の情報公開と密接に関わっており、まちづくりにおいても重要なことから、まちづくり基本条例では、個人情報保護に関する市の基本的な姿勢を示している。

【主な取組（○は条例施行前の取組、●は条例施行後の取組）】

ア 個人情報の保護、保有個人情報の開示など、旭川市個人情報保護条例に基づく個人情報の適正な取扱いの実施

○ 「旭川市個人情報保護条例」の制定 (H3年度)	本市の保有する個人情報の開示等を求める市民の権利を明らかにするとともに、個人情報の取扱いに関する必要な事項を定めることにより、市民の基本的人権を守ることを目的に、「旭川市個人情報保護条例」を制定した。
● 保有個人情報開示に関する職員個人印の印影の取扱い変更 (H29年度)	近年の裁判例や他都市の実例等を踏まえ、本市職員をはじめとする公務員の印影に関する取扱いを変更し、当該印影についても開示の対象とした。

イ マイナンバー制度に関する個人情報保護の取組の実施

● 特定個人情報保護評価の実施 (H26年度～)	マイナンバー制度の導入に合わせ、市民の信頼確保と個人のプライバシー等の権利利益の侵害を防止するため、特定個人情報ファイルを取り扱う事務において、対象人数の規模に応じた特定個人情報保護評価を実施し、結果を公表している。
-----------------------------	--

【今後の方向性・考え方】

- ◆ 公平・公正・透明な市政の推進を図るため、引き続き、個人情報の開示請求に関する

る相談・受付等、制度の適正な運用を行う。

- ◆ マイナンバー制度に関する個人情報の保護については、引き続き、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、特定個人情報ファイルの適正な取扱いの確保に努める。

※ マイナンバー制度

平成25年5月に制定され、平成27年10月から施行されている「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく制度であり、国民一人一人が持つ個別の番号により、社会保障・税・災害対策の分野で、様々な行政機関が持つ情報を関連づけることで、行政の効率化を図り、市民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現しようとするもの

(2) 第5章 地域主体のまちづくり

第14条 地域主体のまちづくり

(地域主体のまちづくり)

第14条 市民等は、地域社会の一員として、主体的に町内会などの地域のまちづくりを行う団体（以下この条において「地域活動団体」という。）の活動に参加するよう努めるものとする。

- 2 地域活動団体は、地域における課題を共有し、その解決に向けて取り組むとともに、地域の特性等をいかした多様なまちづくりに取り組むよう努めるものとする。
- 3 地域活動団体は、相互に連携を図り、協力して地域における課題の解決又は地域の特性等をいかした活動を行うよう努めるものとする。
- 4 市は、地域における市民活動の促進を図るため、地域における課題の把握、相談機会の確保、人材育成等に努めなければならない。

【条文の趣旨】

地域活動団体とは、町内会、市民委員会といった自治組織、地区社会福祉協議会や民生児童委員協議会など地域で活動されている団体やNPO法人などであり、各団体は目的に応じて、地域に根ざした様々な公共的な活動を行うなど重要な役割を担っている。

現在、少子高齢化や核家族化の進行、価値観の多様化等から、地域社会への帰属意識が希薄化し、町内会加入率の低下や地域活動の担い手の減少など、地域のコミュニティ機能が弱まっている。

地域の結びつきを強固にしていくためには、地域で暮らす人たちが地域コミュニティの重要性を再認識し、地域における課題の特性を共有しながら、主体的に地域における活動に参加するとともに、団体同士が横のつながりを生かすなど、互いに協力しながら様々な課題解決に取り組むことができる環境づくりが重要である。

また、市はこうした活動の促進を図るため、より地域に身近なところで地域課題を把握するとともに、地域づくりに関わる市民等の相談機会の確保及び人材育成等の体制整備に努めなければならないことを規定している。

【主な取組（○は条例施行前の取組、●は条例施行後の取組）】

ア 地域まちづくり推進協議会を通じた、地域で活動する団体同士の連携による活動の促進

<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域まちづくり推進協議会の設置 (H22年度～) ● 地域まちづくり推進協議会の地域割りの見直し (H26, 28年度) 	<p>地域住民等が地域の課題を共有し、その解決に向けた方策を検討するとともに、相互に連携しながら、地域特性を生かした個性ある多様なまちづくりを推進していくため、地域まちづくり推進協議会をH22年度に支所の7地域、H24年度に本庁の5地域に設置した。</p> <p>また、人口規模や地域特性を考慮し、次のとおり、同協議会の所管区域を分割した。</p> <p>H26年度：東部まちづくり推進協議会を豊岡地域と東光地域に分割 神楽まちづくり推進協議会を神楽地域と緑が丘地域に分割 (12地域→14地域)</p> <p>H28年度：末広・春光まちづくり推進協議会を末広地域と春光地域に分割 (14地域→15地域)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域が主体的に取り組む事業を支援 (H22年度～) 	<p>地域まちづくり推進協議会で検討した課題解決に向けて、地域が主体的に取り組む事業に対し、補助金を交付している。</p> <p>また、地域の主体的な活動を更に促進するとともに、地域づくりの体制強化や計画的な活動を支援するため、適宜、地域まちづくり推進事業補助金の見直しを行っている。</p> <p>※ H26年度以後の見直し内容は、次のとおり</p> <p>H27年度：一律配分方式と地域協働事業（地域提案型）などの手挙げ方式に再編、細分化</p> <p>H29年度：地域の幅広い参画のもと、複数の事業を一本化して運用する包括型補助金モデル事業をスタート</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 「旭川市地域自治推進ビジョン」の策定 (H26年度) 	<p>まちづくり基本条例が目指す市民主体、地域主体のまちづくりを更に推進するための方針として、「旭川市地域自治推進ビジョン」を策定した。</p> <p>同ビジョンでは、「地域や住民が主体的に考え行動できる地域づくりの推進」に向けて、6つの基本目標のもと、取組を進めている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 「地域まちづくり推進プログラム」の作成 (H26年度) ● 同プログラムの更新 (H27年度～) 	<p>地域の特性を生かし、地域と市が協働によるまちづくりを進めていくため、それぞれの地域特性、課題、課題解決の取組などを共有することを目的に、「地域まちづくり推進プログラム（地域ごと）」を作成し、毎年度、更新している。</p>

イ 地域の主体的な活動、交流の拠点となる施設の設置、運営

● 緑が丘地域複合コミュニティ施設（仮称）の整備に向けた取組 (H26年度～)	健康づくり、スポーツ、生きがいづくり、防災など、地域の主体的な活動拠点として、次のとおり、緑が丘地域複合コミュニティ施設（仮称）の整備を実施している。 H26年度：建設用地を取得 H28年度：基本計画を策定 H29年度：実施設計を実施 H30年度～H31年度 ：建築工事等を実施し、H31年11月中の供用開始を目指す。
● 東部まちづくりセンターの設置 (H27年度)	地域の活動拠点となり、地域づくりの支援とともに証明書の交付など行政サービスの提供を行う東部まちづくりセンターを設置した。
● 末広地域活動センターの設置 (H27年度)	地域住民の交流や活動拠点となる末広地域活動センターを設置した。

ウ 地域まちづくりを担う団体である町内会、市民委員会等の活動の促進

○ 地区市民委員会、市民委員会連絡協議会への支援 (S37年度～)	住民組織活動を推進し、住みよい地域社会の形成を図るため、地区市民委員会、市民委員会連絡協議会に補助金を交付している。 また、特に地域力の向上が認められる事業を実施する地区市民委員会等に補助金を交付し、地域が主体的に取り組む活動を支援している。
○ 地域会館建設費等の補助 (S43年度～)	地域住民の主体的な活動の場を確保するため、地域会館の修繕や増改築、新築等を行う団体に対し、補助金を交付している。 なお、H27年度には、地域会館に付属する融雪槽の設置や町内会で使用する物置の設置についても補助対象とした。
● 町内会・自治会調査の実施及び地域会館のアンケート調査の実施 (H29年度)	地域支援の在り方を検討する基礎資料とするため、市内1,244団体を対象に、町内会活動や地域会館の実状及び町内会役員等の意見について調査を実施した。 町内会・自治会調査回答数 822団体 地域会館アンケート調査回答数 799団体 地域会館を所有すると回答した数 295団体

【今後の方向性・考え方】

- ◆ 人口減少と少子高齢化が進行する中、地域の安心・安全を確保し、活力を維持するため、地域で暮らす人たちが地域コミュニティの重要性を再認識し、主体的に地域における活動に参加できるよう、引き続き、市が必要な支援を行っていく。
- また、地域で活動する団体同士が横のつながりを生かすなど、互いに協力しながら様々な課題解決に取り組むことができる環境づくりに努める。

- ◆ 地域の新たな活動拠点となる緑が丘地域複合コミュニティ施設（仮称）については、地域主体による管理運営体制を構築する。また、「旭川市公共施設等総合管理計画」を踏まえ、地域と行政との連携や既存施設の利活用などを図りながら、地域住民の活動や交流の場の確保に努める。

(3) 第6章 健全な市政運営によるまちづくり

第15条 行政手続

(行政手続)

第15条 市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、旭川市行政手続条例（平成11年旭川市条例第2号）で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続を明らかにしなければならない。

【条文の趣旨】

行政手続法では、行政機関が行政処分など公権力を行使する際に行う、聴聞、公聴会、諮詢など、行政手続の一般的なルールが定められている。

また、旭川市行政手続条例の第1条では、「この条例は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。」と定められている。

まちづくり基本条例では、市民等及び市がまちづくりを行う上で基本となる行政手続について、市の基本的な姿勢を示している。

【主な取組（○は条例施行前の取組、●は条例施行後の取組）】

ア 旭川市行政手続条例に基づく行政手続に関する取組の実施

○ 「旭川市行政手続条例」の制定 (H11年度)	処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的に、「旭川市行政手続条例」を制定した。
● 行政手続における許認可等の審査基準及び不利益処分基準の全庁的な点検 (H26, 28年度)	行政手続における許認可等の審査基準及び不利益処分の全庁的な点検を実施し、その結果に基づき修正した審査基準の公表を行った。

【今後の方針性・考え方】

- ◆ 市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、各課が設定し、公表している行政手続に関する審査基準やその運用状況等を定期的に点検し、必要に応じ、審査基準等の見直しを行う。

第16条 公正な職務の執行の確保

(公正な職務の執行の確保)

第16条 市は、法令の遵守の推進を図るとともに、市政における公正な職務の執行を確保するため、旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例（平成19年旭川市条例第42号）で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

【条文の趣旨】

法令遵守とは、事業活動や行政活動において法律などを遵守すること、広くは倫理や道徳などの社会的規範を守って行動することをいう。

市では、旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例を制定し、職員の責任として果たすべき事柄を明記するとともに、公益通報制度を設け、市役所内部の不正行為等を未然に防止又は早期に是正することとしている。

また、いわゆる「口きき」、「働きかけ」や暴力行為等による不当な要求は、拒否し、屈しないという基本姿勢を明らかにし、公平公正で透明な市政運営を推進するとしている。

法令遵守については、市職員のみならず市民等、企業など全体で取り組んでいかなければならぬことから、まちづくり基本条例では、法令遵守について、市の基本的な姿勢を示している。

【主な取組（○は条例施行前の取組、●は条例施行後の取組）】

ア 公正な職務の執行の確保等に関する条例に基づく法令遵守、公正な職務の執行の確保に関する取組の実施

○ 「旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例」の制定 (H19年度)	職員の法令の遵守の推進を図るとともに、市政における公正な職務の執行を確保するため必要な事項を定めることにより、市民の負託に応え、市民に信頼される公平、公平な市政を確立し、もって市民の利益の増進を図ることを目的に「旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例」を制定した。
● 執務室への入室の制限の徹底 (H26年度～)	企業との適切な関係を確保し、公平、公正な公務執行のため、企業関係者の執務室への入室の制限を徹底している。
● コンプライアンスマネージャーの新設 (H27年度)	不当要求行為に適正に対応するため、警察OBの嘱託職員をコンプライアンスマネージャーとして任用し、不当要求行為に対応する職員への相談、援助の体制を整備した。

● 総務部人事課にコンプライアンス担当を設置 (H29年度)	府内における法令遵守を徹底させるため、人事課にコンプライアンス担当を設置し、職員の倫理意識の高揚や適正な事務執行の確保、不当要求行為の排除のための取組を組織的に実施している。
● 法務担当コンプライアンスマネージャー（弁護士）の任用 (H29年度)	法務担当コンプライアンスマネージャーとして弁護士を任用し、事務執行に関わる法的な相談や不当要求行為への対応に関する相談を個別に行っているほか、不当要求行為に対する全庁的な対応方針の策定に関する技術的な助言やコンプライアンス研修の実施により、組織的な法令遵守の体制強化に寄与している。
● コンプライアンスハンドブックの作成 (H29年度)	公務員の責務や行動規範をまとめたコンプライアンスハンドブックを作成した。 全職員に周知し、研修等で利用することで職員倫理の再認識に役立てている。
● 対応困難事例の組織的対応要領の策定 (H29年度)	不当要求行為等を伴う対応困難事例に対する組織的な対応方法を整理し、全庁に周知した。 組織的な対応方針を整理することにより、職員の安心と公正な職務執行を確保している。

【今後の方向性・考え方】

- ◆ 公正・公平・透明な市政を確立し、市民等の利益の増進を図るため、引き続き組織の法令遵守を推進するための取組を行っていく。

第17条 計画的な市政運営

(計画的な市政運営)

- 第17条 市は、総合的かつ計画的な市政運営に努め、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
- 2 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための最上位の計画として、総合的な計画を策定するとともに、進行管理を行い、その状況を公表しなければならない。
- 3 前項に規定する総合的な計画の策定に当たっては、その基本的事項について議会の議決を得なければならない。
- 4 市は、市政運営に当たっては、計画的で健全な財政運営に努めなければならぬ。

【条文の趣旨】

この条例でいう「総合的な計画」とは、まちづくりにおける最上位の計画である総合計画を指している。

以前は、市町村がその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想については、地方自治法第2条第4項で市議会の議決を経て定めることが義務付けられていた。

平成23年の地方自治法改正により策定義務がなくなり、現在は、市町村の判断に委ねられることになったが、本市では、総合的かつ計画的に市政運営を行うことが重要であると考え、まちづくり基本条例において総合的な計画を策定する根拠を示し、その基本的な事項については、議会の議決を得て定めることとした。

また、財政運営とは、国又は地方公共団体が、必要な財源を確保し、管理・処分することであり、市には計画的で健全な財政運営に努める責務があることを規定している。

【主な取組（○は条例施行前の取組、●は条例施行後の取組）】

ア 総合計画の策定

○ 総合計画の策定 (S31年度～)	① 大旭川建設計画 (S31～41年度) ② 旭川市域まちづくりの方向 (S40～50年度) ③ 旭川市総合開発計画 (S47～55年度) ④ 旭川市総合開発計画 (S54～62年度) ⑤ 旭川市新総合開発計画 (S61～H7年度) ⑥ 第6次旭川市総合計画 (H8～17年度) ⑦ 第7次旭川市総合計画 (H18～27年度)
● 第8次旭川市総合計画の策定 (H27年度)	まちづくり基本条例に基づく初めての総合計画として、第8次旭川市総合計画 (H28～39年度)を策定した。

イ 総合計画の進行管理、効果的な推進が図られているかについて評価・検証

● 第8次旭川市総合計画に基づく取組の推進 (H28年度～)	H28年度から第8次旭川市総合計画がスタートし、「こども」「しごと」「地域」に視点を当てた重点テーマを設定し、目指す都市像である「世界にきらめく いきいき旭川～笑顔を自然あふれる 北の拠点～」の実現に向けた取組を推進している。
● 第8次旭川市総合計画の進行管理 (H28年度～)	第8次旭川市総合計画は、毎年度、P D C Aサイクルに基づく進行管理を行っている。なお、基本計画は、社会経済情勢等の変化を踏まえ、原則4年ごとに見直しを行うこととしており、H30年度から、当該見直しに係る検討を開始している。

ウ 行財政改革推進プログラムの策定、同プログラムに基づく財政運営

○ 「旭川市行財政改革推進プログラム」の策定 (H15年度)	厳しい財政状況を克服して地方分権時代にふさわしい自立した行財政運営を推進するため、H15年度に「旭川市行財政改革推進プログラム」を策定し、H18年度及びH22年度に改訂を行った。
○ 「旭川市財政健全化プラン」の策定 (H17年度)	また、本市に見合った財政基盤を確立する柱としてH17年度に「旭川市財政健全化プラン」を策定し、H18年度に改訂を行った。 H20年度には、税収入等が見込みより減少し、義務的経費が増加したことなどにより、「新旭川市財政健全化プラン」を策定した。
○ 「旭川市行財政改革推進プログラム三訂版」の策定 (H25年度)	「旭川市行財政改革推進プログラム」及び「旭川市財政健全化プラン」の一体管理等のため、「旭川市行財政改革推進プログラム三訂版」を策定し、効果的に取組を進めた。
● 「旭川市行財政改革推進プログラム2016」の策定 (H28年度)	H28年度に、第8次旭川市総合計画の策定との基本計画の期間に合わせ、「旭川市行財政改革推進プログラム2016」を策定した。 同プログラムのH30年度当初時点での達成率は11.0%であり、「予定どおり進んでいる」を加えると89.8%である。財源確保額についても、59億7千万円の目標に対して、H30年度当初予算時点で54億1千万円を確保した。

エ 財政の健全化に向けた取組の実施

○ 「『受益と負担の適正化』へ向けた取組指針」の策定 (H16年度)	「受益と負担の適正化」の実現に向け、サービスを利用し利益を受ける方と利益を受けない方との負担の公平性を確保する観点から、に「『受益と負担の適正化』へ向けた取組指針」を策定した。
○ 使用料、手数料の改定 (H17年度)	「『受益と負担の適正化』へ向けた取組指針」に基づき、使用料、手数料の改定を行った。
● 「『受益と負担の適正化』へ向けた取組指針」の策定 (H16年度)	「『受益と負担の適正化』へ向けた取組指針」の策定から12年が経過し、本市を取り巻く状況等が変化していることから、必要な見直しを行い、改訂版を策定した。

● 使用料、手数料の見直しに向けた検討 (H 30 年度～)	「『受益と負担の適正化』へ向けた取組指針（改訂版）」に基づき、公の施設の使用料、手数料の見直しに向けた検討を行っている。
-----------------------------------	--

【今後の方向性・考え方】

- ◆ 人口減少・少子高齢化、地域経済の活性化、厳しい財政状況など本市を取り巻く課題のほか、社会経済情勢や市民ニーズ等の変化に的確に対応し、効果的・効率的な施策や事業を実施していくためには、第8次旭川市総合計画における施策等を適宜、評価・検証し、必要に応じて見直しを図る必要がある。そのため、第1期の基本計画の期間が終了する平成32年度に向けて、旭川市総合計画審議会を設置し、評価・検証を行い、必要に応じて基本計画の改定について審議する。
- ◆ 計画的に健全な財政運営に継続して取り組むため、第8次旭川市総合計画基本計画の見直しに合わせ、行財政改革推進プログラムの見直しを実施する。

第18条 行政改革等

(行政改革等)

第18条 市は、社会経済情勢及び市民等の行政に対する需要の変化に的確に対応し、効果的で効率的な市政を推進するため、常に事務事業の見直しその他の行政改革に努めなければならない。

2 市は、行政組織の編成に当たっては、分かりやすく機能的で相互の連携が確保されたものとなるよう努めなければならない。

【条文の趣旨】

市政運営に当たっては、限られた財源や人的資源を効果的に活用することが不可欠であるため、市は、社会経済情勢や市民等の行政に対する需要（市民ニーズ）の変化に的確に対応するとともに、常に施策や事業の見直しなどの行政改革に努めなければならないことを定めている。

また、行政組織の編成に当たっては、部局間の連携が図られ、市民等にとって分かりやすく機能的な組織の編成に努めることを規定している。

【主な取組（○は条例施行前の取組、●は条例施行後の取組）】

ア 行財政改革推進プログラムに基づく効果的かつ効率的な市政の推進

○ 「旭川市行財政改革推進プログラム」の策定 (H15年度)	厳しい財政状況を克服して地方分権時代にふさわしい自立した行財政運営を推進するため、H15年度に「旭川市行財政改革推進プログラム」を策定し、H18年度及びH22年度に改訂を行った。 また、本市に見合った財政基盤を確立する柱としてH17年度に「旭川市財政健全化プラン」を策定し、H18年度に改訂を行った。 H20年度には、税収入等が見込みより減少し、義務的経費が増加したことなどにより、「新旭川市財政健全化プラン」を策定した。
○ 「旭川市行財政改革推進プログラム三訂版」の策定 (H25年度)	「旭川市行財政改革推進プログラム」及び「旭川市財政健全化プラン」の一体管理等のため、「旭川市行財政改革推進プログラム三訂版」を策定し、効果的に取組を進めた。
● 「旭川市行財政改革推進プログラム2016」の策定 (H28年度)	H28年5月に、第8次旭川市総合計画の策定とその基本計画の期間に合わせ、「旭川市行財政改革推進プログラム2016」を策定した。 同プログラムのH30年度当初時点での達成率は11.0%であり、「予定どおり進んでいる」を加えると89.8%である。財源確保額についても、59億7千万円の目標に対して、H30年度当初予算時点で54億1千万円を確保した。

イ 事務事業や行財政改革の状況を自ら評価する「行政評価」の実施

○ 行政評価の実施 (H12年度～)	本市が実施する事務事業又は行財政改革の状況について客観的に評価、点検を行い、その結果を今後の改善や見直しに反映させるため、毎年度、本市の行政運営等において重要なテーマを選定の上、行政評価を実施している。
-----------------------	---

ウ 機構改革や組織の見直しによる分かりやすく機能的な組織の編成

○ 組織改正の実施	市民にとって分かりやすく、機能的な組織とするため、次のとおり、部を新設するなど組織の編成を行っている。 H20年度：税務部、子育て支援部の新設等 H26年度：防災安全部の新設 H28年度：地域振興部の新設 H30年度：観光スポーツ交流部の新設
-----------	---

【今後の方針・考え方】

- ◆ 第8次旭川市総合計画基本計画の見直しに合わせ、社会経済情勢の変化を踏まえ、計画的で健全な財政運営に継続して取り組むため、行財政改革推進プログラムの見直しを実施する。
- ◆ 効果的で効率的な市政を運営するため、引き続き、行政評価を実施し、その結果を事務事業の改善や見直しに反映させる。
- ◆ 社会経済情勢や市民等のニーズの変化を踏まえ、市民等にとって分かりやすく、機能的な組織の編成を目指す。

第19条 危機管理

(危機管理)

- 第19条 市は、市民等の安全と安心を確保するため、災害、事故その他の危機の発生時に適切に対応できる体制の充実及び強化を図らなければならない。
- 2 市は、危機の発生時には、市民等、関係機関、国及び他の地方公共団体と連携を図り、協力して速やかに状況を把握し、対策を講じなければならない。
- 3 市民等は、日頃から危機に対し備えるとともに、危機の発生時に自らの安全確保を図り、互いに助け合うよう努めるものとする。

【条文の趣旨】

近年、国内では、東日本大震災、熊本地震や豪雨による自然災害が多発し、被害も甚大なものとなっている。本市においても、豪雨や大雪などの災害に見舞われるなど、災害はいつ私たちの暮らしを脅かすか分からない状況である。また、これらの災害はもとより、事件や事故、食中毒や新型インフルエンザなどの感染症のまん延等の緊急事態にも対応できる危機管理体制を構築する必要がある。

この条例でいう「危機」とは、災害、事故その他の危機としており、市民等の生命、身体及び財産に重大な被害を生じ、又は生じるおそれがある事態などを想定しており、市は、市民等の安全と安心を確保するため、危機発生に備えて体制の充実や強化を図る責務があること、危機の発生時には市民等や各関係機関と連携を図り迅速に状況を把握し対策を講じる責務があることを定めている。

また、市民等は、危機発生時には自らの安全の確保を図り、相互に助け合うとともに、危機に対して日頃から備えることについて規定している。

【主な取組（○は条例施行前の取組、●は条例施行後の取組）】

ア 災害、事故等の危機の発生時に対応できる体制の整備

- 「旭川市地域防災計画」の策定
(S 38 年度)
● 「旭川市地域防災計画」の改訂
(H 27 年度)

地域における防災に関し、予防活動、応急対策活動、復旧活動等の一連の災害対策を実施するに当たり、市、防災関係機関、市民及び事業所がその全力をあげて、市民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から守るために、実施すべき事務を定めることを目的に「旭川市地域防災計画」を策定した。

また、H 27 年度に、国が全国どこでも起こり得る地震として挙げているマグニチュード 6.9 の旭川市直下仮想地震を想定地震として、被害想定を見直した計画に改訂した。

○ 「旭川市水防計画」の策定 (H 1年度)	旭川市域における河川等の洪水による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的に「旭川市水防計画」を策定した。
○ 「旭川市国民保護計画」の策定 (H 19年度)	武力攻撃事態等における国民保護措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施できるようにするとともに、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置を総合的に推進することを目的に「旭川市国民保護計画」を策定した。
○ 「旭川市危機管理基本方針」の策定 (H 20年度)	危機の発生を未然に防止することなどの平常時の対策、危機の発生時の対応及び事後対策を推進する上で、本市が取り組むべき基本的な事項について定めることを目的に「旭川市危機管理基本方針」を策定した。
● 防災安全部の新設 (H 26年度)	災害等への迅速かつ適切な対応が図られるよう、自然災害への対応に加え、危機管理の統括的な役割も併せ持つ、市民生活の安心、安全を守るための部署として、防災安全部を新設した。
● 「旭川市防災基本条例」の制定 (H 26年度)	防災対策を総合的かつ計画的に推進し、市民等が安全で安心して暮らすことができる災害に強いまちの実現を図ることを目的に、旭川市防災基本条例を制定した。
● 「旭川市備蓄計画」の策定 (H 27年度)	災害発生時における食料や生活必需品などの備蓄の在り方等に関する基本的な方針を示すため、「旭川市備蓄計画」を策定し、公的備蓄及び市民備蓄等の推進に取り組んでいる。
● 「旭川市業務継続計画－大規模災害発生時－」の策定 (H 29年度)	大災害発生時に市が担う災害復旧や被災者対応等の「応急業務」と通常業務で継続優先度の高い「非常時優先業務」をあらかじめ選定し、被災状況下でも市民生活や財産等への影響を最小限にとどめ、一刻も早い災害からの復旧、復興を目指すことを目的に「旭川市業務継続計画－大規模災害発生時－」を策定した。

イ 災害時の要配慮者支援に向けた取組の実施

● 避難行動支援者名簿の整備 (H 27年度～)	災害時の避難支援が円滑に行われるよう、災害時の避難に支援を必要とする方の名簿を作成し、町内会等の避難支援等関係者に対して情報の提供を行っている。また、避難行動要支援者名簿については、毎月、更新するとともに、平常時からの支援体制に活用するため、外部提供に係る本人意思確認を行っている。
● 福祉避難所の指定等に係る協定の締結 (H 28年度)	災害発生時に福祉避難所として要配慮者の受入やその移送、又は人材派遣の協力を得られるよう、協定締結中のあかしあ労働福祉センター、旭川社会福祉施設協議会に加え、新たに道北労働者医療協会と福祉避難所の指定等に係る協定を締結した。

ウ 新型インフルエンザなど感染症の対策の実施

○ 「旭川市新型インフルエンザ対策行動計画」の策定（H17年度）	強毒型の新型インフルエンザ等の発生への懸念がある中、これらの感染症の驚異から市民を守り、安全・安心を確保することを目的に、H17年度に「旭川市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、H21年度に改訂を行った。
● 「旭川市新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定（H28年度）	新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小限とすることを目的に、「旭川市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。

【今後の方針性・考え方】

- ◆ 災害時の避難に支援を必要とする方を含め、全ての市民等の安全と安心を確保するため、引き続き、「旭川市防災基本条例」や「旭川市地域防災計画」等の各種防災に関する計画、「旭川市国民保護計画」、「旭川市危機管理基本方針」等に基づき、市民等や各関係機関との連携を図り、平常時から危機に備え、危機発生時に適切に対応できる体制の充実及び強化を図る。
- ◆ 「旭川市業務継続計画－大規模災害発生時－」については、防災訓練等により顕在化する課題の反映や防災に対する新たな考え方を取り入れるなど、適宜、適切な見直しに努める。
- ◆ 新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画等を必要に応じて見直していくとともに、他の感染症の対策についても、手順の見直しや訓練の実施により、危機発生時に速やかに対応できるよう備える。

(4) 第7章 広域連携によるまちづくり

第20条 他の機関との連携及び拠点性の発揮

(他の機関との連携及び拠点性の発揮)

第20条 市は、国及び北海道と連携を図り、協力してまちづくりの推進に努めるものとする。

2 市は、北北海道における拠点性を発揮するとともに、他の地方公共団体と連携を図り、協力して広域的な課題の解決を図るよう努めるものとする。

3 市は、国内及び国外の都市等と連携し、友好的な交流の推進や共通する課題の解決を図るよう努めるものとする。

【条文の趣旨】

少子高齢化・人口減少の進行や地域経済の低迷などが大きな課題となっている中、住民サービスを維持しつつ多様な行政ニーズに対応していくためには、地域の資源や魅力を最大限に活用し、圏域全体で連携していくとともに、国や北海道などの関係機関との協力関係を広げていくことが重要であり、市は、国や北海道と連携してまちづくりに取り組む必要があること、単独では解決が困難な広域的な課題などについては複数の地方公共団体が協力・連携しながら課題解決や地域の発展のために取り組んでいく責務があること、また、本市が北北海道における拠点性を発揮し圏域全体の発展を目指していくことが重要であることを規定している。

さらに、本市が国内外の都市等と交流を深め、連携・協力を図ることにより、互いのまちの更なる活性化と発展につなげていくよう努めることとしている。

【主な取組（○は条例施行前の取組、●は条例施行後の取組）】

ア 上川中部定住自立圏連携事業の実施など広域行政の推進

○ 上川中部定住自立圏協定の締結 (H22年度)	地域全体における定住人口のために、圏域として必要な生活機能の確保に向けて、中心市宣言を行った本市と周辺の市町村（鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、東川町、美瑛町）において協定を締結した。
● 旭川地域企業誘致東京サテライトオフィスの設置 (H26年度)	首都圏から旭川地域への企業立地の促進を図るために、本市、鷹栖町、東神楽町、東川町の1市3町が共同でサテライトオフィスを設置し、旭川地域の立地環境や優遇制度、事業用地の紹介、U.I.Jターンを希望する方の相談などを行っている。
● 消防の広域化 (H26年度)	広域化によるスケールメリットを生かし、災害の大規模化、救急需要の増加、市民ニーズの多様化などに対応するため、本市、上川町、鷹栖町による消防の広域化を実施している。

● 道北ビジネスプランコンテスト開催協議会の設立 (H 27年度)	道北地域における起業・創業等を促進することを目的として、本市、稚内市、留萌市、名寄市、士別市、富良野市、東川町、東神楽町、鷹栖町の6市3町で開催協議会を組織し、道北ビジネスプランコンテストを実施している。
● サハリン経済交流促進協議会の設立 (H 28年度)	道北の各市の連携を基本として、幅広い地域との協力関係を構築しながら、ロシア国内で最も経済活動が活発になっているサハリン州内の各自治体との経済交流の促進等を図り、各地域の物産の販路拡大や食文化の交流、稚内ーコルサコフ航路の維持・充実による相互の地域活性化を目的として設立し、ユジノサハリンスク市における道北物産展などの事業を実施している。
● 行政不服審査会事務の受託 (H 28年度)	行政不服審査法に基づく第三者機関を効率的に運営するため、鷹栖町、比布町、当麻町、愛別町、上川町、大雪浄化組合、愛別町外3町塵芥処理組合から事務を受託している。
● 子育て支援員研修の実施 (H 28年度)	子ども・子育て支援新制度において実施される教育・保育や放課後児童クラブ等、子育て支援事業の担い手となる人材を確保するため、「子育て支援員」の養成を図る「子育て支援員研修」を本市で実施し、上川管内関係自治体及び深川市（15市町村）との広域運用により関係自治体からの受講者の受け入れを行っている。
● JR富良野線連絡会議の設立 (H 29年度)	地域住民にとって重要な生活の足であり、観光においても主要な公共交通としての役割を担っているJR富良野線の維持確保にあたり、沿線自治体による相互の連絡、意見交換、連携を図ることを目的に設立し、利用実態調査や利用促進に係る取組を実施している。
● 上川中部地域ジオパーク構想準備会の設立 (H 29年度)	広域のジオパーク構想を進めるため、本市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町の1市7町及び市民団体を構成員とした準備会を設立。日本ジオパークネットワークの準会員となり、認定に向けた課題を探るとともに、観察会やフォーラム等を開催し、認定に向けた機運の醸成に努めている。
● (一社) 大雪カムイミンタラDMOの設立 (H 29年度)	旭川市及び近隣1市7町自治体及び観光協会にて、(一社)大雪カムイミンタラDMOを設立。観光地経営の視点に立ち、データに基づくマーケティングと検証、自治体の枠を超えた連携、地域内経済循環の創出などに取り組んでいる。

イ 本市が拠点性を發揮し、圏域全体の活性化を推進

○ 「上川中部圏地方拠点都市地域基本計画」の策定 (H 7年度)	圏域が有する豊かな自然環境、特色ある地域資源及び地理的特性を生かし、魅力あふれる地方拠点都市地域の形成を目指す視点から、「上川中部圏地方拠点都市地域基本計画」を策定した。
● 「上川中部圏地方拠点都市地域基本計画」の改訂 (H 26年度)	また、H 26年度には、企業立地拠点の整備等にかかる改訂を行った。

ウ 姉妹都市、友好都市との交流など、国際交流、都市交流の推進

○ 姉妹都市の提携	① ブルーミントン・ノーマル両市（アメリカ） ブルーミントン市 昭和37年10月11日 ノーマル市 昭和62年7月7日 ② 水原市（韓国） 平成元年10月17日
○ 友好都市の提携	① ユジノサハリンスク市（ロシア） 昭和42年11月10日 ② 哈爾濱市（中国） 平成7年11月21日
● 水原市姉妹都市提携25周年記念事業の実施（H26年度）	水原市姉妹都市提携25周年記念事業として、旭川市代表団が水原市を訪問し記念式典に出席したほか、食文化紹介訪問団、文化芸能団を含む市民訪問団が水原市を訪問した。
● 南さつま市との姉妹都市提携（H27年度）	旭川冬まつり、北の恵み 食べマルシェ、吹上浜砂の祭典（南さつま市）、青少年の交流、市職員の人事交流などを通じ、本市と長年にわたって交流のあった南さつま市と、初の国内姉妹都市として姉妹都市を提携した。
● 哈爾濱市友好都市提携20周年記念事業の実施（H27年度）	哈爾濱市友好都市提携20周年事業として、代表団を受け入れ、記念式典を行ったほか、中華料理紹介事業、医療観光促進事業、青少年スポーツ交流事業を実施した。
● ブルーミントン・ノーマル両市姉妹都市提携55周年記念事業の実施（H29年度）	ブルーミントン・ノーマル両市姉妹都市提携55周年記念事業として、ブルーミントン・ノーマル両市の市長をはじめとする訪問団を受け入れ、記念式典を実施した。
● ユジノサハリンスク市友好都市提携50周年記念事業の実施（H29年度）	ユジノサハリンスク市友好都市提携50周年記念事業として、市長をはじめとする代表団がユジノサハリンスク市を訪問し記念式典に出席した。芸能交流訪問団がユジノサハリンスク市にて記念コンサートを開催するとともに、記念式典にて演奏したほか、食文化紹介事業、市少年音楽団、青少年文化交流訪問団の受入れ、国際交流少年サッカー大会、青少年レスリング訪問団の派遣を実施した。

【今後の方向性・考え方】

- ◆ 本市を中心に生活圏や経済圏を同じくする周辺自治体と相互に連携することにより、圏域全体の活性化を図るため、引き続き、定住自立圏形成協定に基づく連携事業を実施する。
- ◆ 地域経済の活性化や住民生活の向上を推進するため、北北海道の自治体との一層の連携を図る。
- ◆ まちの更なる活性化と発展につなげるため、国内及び国外の姉妹友好都市等との交流を一層推進し、連携の強化に努める。

※ 現在、予定されている記念事業等

- ・ 水原市姉妹都市提携30周年事業の実施（H31年度）
- ・ 哈爾濱市友好都市提携25周年記念事業の実施（H32年度）
- ・ 南さつま市姉妹都市提携5周年記念事業の実施（H32年度）

